

返戻金制度について

返戻金制度
求職者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当行は求人者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
①1ヶ月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の80%
②1ヶ月超3ヶ月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の50%

許可番号

16－ユ－300155

事業所の名称及び所在地

株式会社富山銀行ソリューション営業部
富山県高岡市下関町3番1号